

西日本入会林野研究会

会 報

(第17号)

『地域開発と入会林野』

(第17回シンポジウム)

<報告要旨>

- 椎葉村十根川地区における入会林野整備組合の現状 那須 恒平 (1)
北九州市貫入会林野整備組合の現状と問題点について 田代 哲二 (3)
別子山村における入会林野について 鈴木千鶴王 (5)
地域開発と入会林野 堺 正紘 (10)

<シンポジウム>

I 入会慣習に関する問題

- ① 入会権における転出失権の原則 (15)
② 財産区と入会権 (18)
③ 旧慣使用权と入会権 (22)

II 生産森林組合の機能

- ① 組合の設立過程と運営の現状 (23)
② 組合の村落共同体維持機能 (24)
③ 直営原則と契約利用 (27)

<大会記事・総会報告>

1993・6

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会規約

第一条（名 称）本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条（目 的）本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条（事 業）本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条（会 員）本会は西日本（中・四国、九州）地方に居住する入会林野の研究者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条（事務所）本会の事務所は福岡市早良区西南学院大学におく。

第六条（役 員）本会の役員として運営委員若干名及び監事2名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名を代表委員として本会を代表する。

監事は本会の会計を監査する。

役員は総会で選出しその任期は一年する。

第七条（総 会）本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条（会 費）会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

第九条（会計年度）本会の会計年度は9月1日から翌年8月31日までとする。

制定 昭和50年10月7日

改正 昭和59年9月26日

椎葉村十根川地区における入会林野整備組合の現状

宮崎県十根川入会林野整備組合組合長 那 須 恒 平

(1) 椎葉村の概要

椎葉村は、宮崎県の西北、東臼杵郡の西部、九州山脈の中央部に位置し、日向市から西におよそ75km、東西27km、南北33kmで、西側は熊本県に面している。人口約4,600人（1990年度国勢調査）、総面積536.20km²、その96%は山林原野で占められ、九州屈指の国見岳、市房山の秀峰をはじめ、標高1,000mを超える山岳が重複し、これにいくつかの支流が合流して一大渓谷をなしており、豊富な水量は九州でも有数の水力発電に利用されている。地質は、大部分が中生代四万十層群に属し、砂岩、粘板岩、千枚岩等が多く、一部には秩父古生層と呼ばれる古生代二畳系に属する石灰岩、粘板岩、砂岩等が西北部を中心にみられ、いずれも北東から南西に並走しており、昭和10年から20年代にかけてマンガ、銅等が産出されていた。

気象は、温暖地域に属して、平均気温15℃、降水量3,613mmの高層冷涼多湿の地帯で、日照期間は短く、降霜期間は10月中旬であるが、5月上旬に晩霜があり、農作物に被害を与えることがある。また、立地性からみて産業は農林業が主で、特に林業は、広大な面積と雨量・土質に恵まれ、主産業の役割を果たしている。

(2) 十根川入会林野

椎葉村は、山深い平家落人の村として知られている。十根川部落の入会林野は、総面積347haであるが、明治20年頃から部落有として共同利用してきた。その後、一部につき分割利用することとなり、しいたけ原木林1ha、杉林1haずつ各権利者に分割している。その他は、共同利用

を継続した。上記利用のほか、薪炭林及び萱切場（屋根用、炭だつ、採草地）として利用されてきたが、燃料事情等の変化にともない、人工造林利用が多くなった。

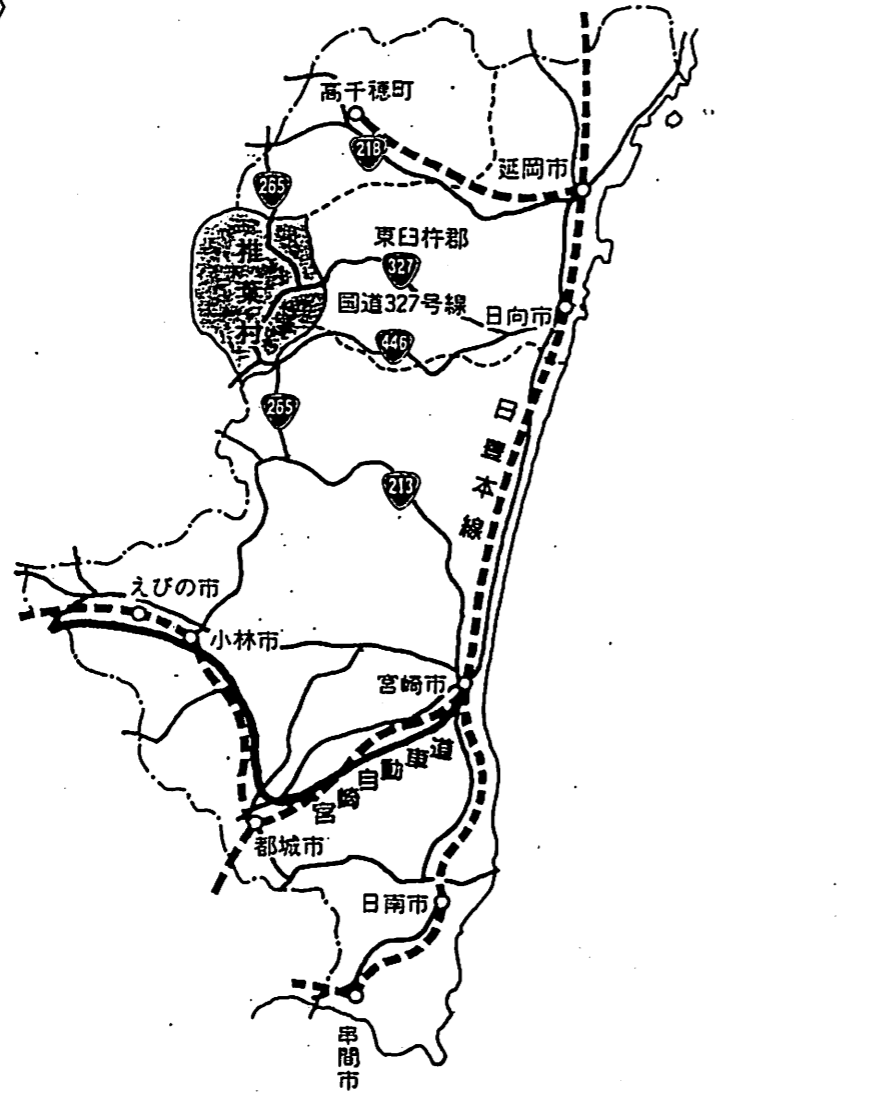
(3) 入会林野整備事業

昭和59年に、補助事業を導入して入会林野整備事業に着手、入会権者10名、対象面積347ha（共同利用地8ha、分割利用地339ha）として、平成3年11月5日に認可を受けた。入会整備計画立案の動機は、昭和46年入会近代化法について話を聞いており、その間、勉強をしてきた。各出先機関の方々と協議し、また、村長と相談の上、昭和60年度着手となった。入会整備制度が期限付だということも動機のひとつである。土地分割の基礎とするために、森林総合整備事業に乗取り、1万2,000mの作業道を完成して、土地の遠近格差を是正した。整備にあたって同意書の取りまとめが必要だった。入会権者は10名に過ぎないが、関係者は100名にのぼった。一世帯あたり38名というケースもあった。この関係者に個別的に折衝し、最終的に同意書を得ることができた。この間、7年ほどかかった。分割前に、植林地の実測を行なった。測量等の出役者に関する申し合わせ事項について、十分協議を積み重ねた。たとえば、出役については、のべ650人が必要であったが、男の場合、日当6,000円（下刈りや除伐が必要な場合には8,000円）の賃金基準を定めて、不参加者にはその額（女性の参加の場合には4,000円）の出不足金を徴収することを取り決めた。土地分割にあたっては、各人の取得区分決定についての抽選を行ない、平等を期

した。各区分においては、土地の善し悪しに関する考慮は行なわず、各区分の面積は全て同一とした。前述のように、明治20年頃から分割利用を行っており、私の割当区分を例にとるなら、約20haとなっていた。整備にあたっては、個人で植林した土地は、本人のものになるように方針を立てて分割を行なった。整備事業は平成3年度に終了した。

分割後、山林の売却によって生活が良くなったというケースもあるし、また、互いに掟を守るようになって、関係が円満になった。長い間できなかった分割が完了し、安心して山林が守れるようになったことに満足している。この歴史を次の世代に残していかなければならないと思っている。

〈参考資料〉



椎葉村位置図

北九州市貫入会林野整備組合の現状と問題点について

北九州市経済局農林水産部農林課 田代 哲二

1. 北九州市の概要

(1) 地勢

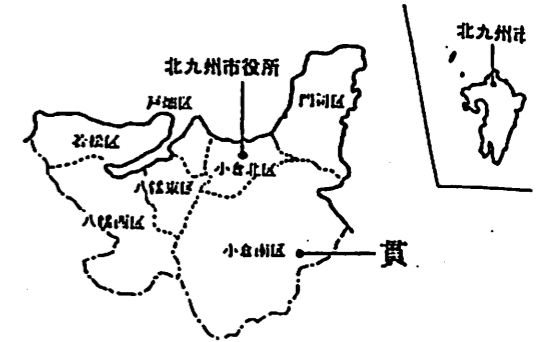
九州の東北端、関門海峡を挟んで本州と接し、東西約33km、南北約34km、面積約480k㎡、福岡県域の9.9%を占める。北に響灘と関門海峡、東に周防灘、市域の東部に企救山塊、中央部から南部にかけて貫山塊、福智山塊、北部と東南部に海に沿って平地が広がっている。

(2) 人口

約102万人

(3) 林業の現況

市域の40%が山林で、うち国有林2,882ha、民有林16,215ha、人工林率30%。



2. 貫入会林野について

(1) 沿革及び現況

市の南部にある貫山(711m)の北東部斜面にある。

入会林野整備計画面積は約250ha(実測452ha)である。

この林野は、昔から貫山の山裾一带に広がる貫地区の人々が主として農業を営み、薪炭材、牛馬の飼料、農用肥料の供給地として利用し、その入会権利者は父祖の代から会租を負担し、保全管理していた。

明治末期から昭和初期にかけて、小倉が軍都となり、軍馬の飼料用採草地として利用され、地区の人々の生活を支える一助になった。

農業の機械化、化学肥料の発達、エネルギー革命などによって、林野利用が減り、現在、主たる所は県行造林に代わっている。

(2) 入会集団の構成

昔は、農家だけの利用であったため、入会権者も僅少であったが、大正13年、分家した農業従事者が、慣習に従って、相当の権利金を支払い、入会権を取得するようになった。

昭和36~37年頃、林野内を通ずる送電線用地の土地利用契約等の問題と公租負担関係から権利者確認のため、新規加入者が認められる。

昭和48年8月9日入会林野開発の諸問題を処理するため、貫共有林開発委員会を発足し、地区に自宅を構える一般住民に加入条件を提示し、同年末に最終権利者が確認された。

* 加入条件

①昭和45年8月10日までに貫地区居住していた者。

②区費、その他区民としての義務を果たしている者。

③委員会が定めた新規加入金を納入した者。
その後、転出等で権利喪失による脱退者の漸増の過程を経て、現在に至っている。

(3) 組合の設立と管理運営

昭和58年4月24日、入会林野整備を進めるため貫入会林野整備組合を設立し、現在まで「組

合規約」に基づき、管理運営を行っている。

ア 組合員数 300名

イ 役員 委員34名 監事2名
(いずれも非常勤)

3. 入会林野整備を進めるための問題点

当組合の入会林野整備が進まない原因は、行政と組合との見解の相違と全員の合意（1人の組合員が捺印しない）ができないことにある。

(1) 行政と組合との相違

◎市財政局管財課の主張

大字貫は財産区財産で、貫地区の人々は、旧慣使用権で入会していた。

(根拠)

①明治22年市制町村制施行後、小倉市に合併した旧町村の有せし大字有財産を主としている。その沿革は明治22年以前の旧村が有せし共有財産である。現時調査数 28 財産区 部落有財産と財産区財産の土地名義は主として、次のとおり。

- | | | |
|---------------------------|---|-------|
| ア.〇〇組、字〇〇持、
〇〇持、字〇〇 | } | 部落有財産 |
| イ.人民共有持主総代
3名の名義 | | |
| ウ.村の名義、大字〇〇、
〇〇区、〇〇区共有 | } | 財産区財産 |
| エ.〇〇村人民共有持主総代
3名の名義 | | |

②大正2年の県行造林契約では、土地所有者 企救郡曾根村大字貫、管理者 企救郡曾根村長となっている。

昭和37年の県行造林契約では、小倉市議会で議決し、土地所有者 大字貫、財産管理者 小倉市長となっている。

③昭和17年、曾根町、小倉市合併覚書には

「部落有林野は、凡て従前の慣行に依ることを承諾す。」となっている。

事務引継書には、所有区分の欄に上組人民共有、中組共有、財産の種類欄には入会地の地番が記されている。

◎組合の主張

(根拠)

①明治10年頃、原野の所有権を巡って、隣接地区と境界問題が発生し、第三審で敗訴している。

②明治36年頃、官有地の払い下げを受け、その後県行造林地の一部となる。

③昔から固定資産税を支払っている。財産区であれば非課税ではないのか。

④昭和45年から市農林課の指導を受けて入会林野整備を進めてきた。

(2) 全員の合意

昭和33年、九州電力との土地利用契約に端を発した補償問題でこじれ、1人が入会林野整備に賛同するが捺印しない。

問題1 財産区財産か、部落有財産なのか。

問題2 「市管財課は、組合が部落有財産と言うならば、裁判で決着を付けて欲しい」と言うが、外に方法がないのか。

問題3 貫地区は、ベッドタウン化し、人口が大幅に増加している。もし、財産区財産であっても、当組合員だけで財産管理はできないのか。

問題4 入会林野近代化法第3条は、「入会林野整備は、その対象とする入会林野に係わるすべての入会権者が、その全員の合意によって……」といているが、全員の合意が必要か。

別子山村における入会林野について

愛媛県別子山村経済課 鈴木 千鶴王

1. 別子山村の概要

(1) 沿革

別子山村は、江戸時代より別子銅山の企業配下の村であった。住民は精錬用薪炭等の資材や生活物資の供給及び銅鉱石の採掘等の労働力を提供し、政治経済・文化・交通その他日常生活全般にわたり銅山を中心とした生活圏が形成され、明治末期には人口12,000人の山の町となり、繁栄を誇っていた。その後、明治32年の災害、経済性等の要因による主要施設の移動とともに人口は減少（1970年国勢調査959人）したが、住民の生活は昭和48年の閉山まで、経済的に安定していた。

閉山後、鉱産税・固定資産税等の収入が途絶え村財政に大きく影響し、住民の生活においても、交通・医療の廃止により一変し、鉱山関係者以外の離村も多く昭和50年には人口僅か403人となり、現在318人の西日本で一番小さな、過疎の村となった。

(2) 自然条件

別子山村は愛媛県の東部、宇摩郡の西南部に位置し、東は伊予三島市、西は新居浜市、南は高知県、北は土居町に、いずれも山脈によって接し東予新産業都市の後背山岳地である。標高は500mから1,732m、面積73.00km²、その90%は森林原野である。気候は1月の最低気温-10.4℃・最高気温は10.6℃、8月の最高気温29.5℃・最低気温は12.6℃で年間を通して寒暖の差が大きく内陸的気候の傾向を示している。

山岳は県指定自然環境保全地域を有する赤石山系があり、奇岩を背景に姫小松、ツガ桜を代表とする高山植物の群生が素晴らしい景観を呈

している。

(3) 主要産業

主要産業は林業であり、村の森林資源の現況は私有林1,253ha、村有林1,607ha、住友林業4,262haで、人工林率55.8%となっている。村有林及び私有林は昭和30年頃に植採された造林が大半を占めており、保育の段階であるが、これらの資源の有効利用及び就業の場として、昭和61年に別子木材センター（第三セクター）が創業され、間伐材等を利用した集成材の生産を行なっている。

観光は昭和50年より、別子観光センターを拠点に行政指導で行われているが道路の整備が進むにつれ銅山川、赤石山系、別子銅山遺跡等の観光入り込み客が飛躍的に増加しており、今後主要産業として発展する可能性がある。

2. 別子山村林野沿革及び利用状況

別子山村の林野は、大きく次のように、分類される。

(1) 住友林業所有林（4,262ha）

元禄15年（1702年）に銅山付きとして幕府より、永年借用の特典をうけ、事業を拡張してきた。その事業の変遷をみると、第2次大戦前には、国内海外を合わせ14万ha（会社概況昭和48年）に及んだ。昭和23年財閥解体により縮小され、四国地区は15,362haとなった。中でも、別子山村における林野は、4,262haと中心的地位をしめている。

社有林は、保育から伐木・造材まで計画的に行われ、安定した産業量を有しており、長年に渡り、住民による労働力の提供が行われ、相互

関係が形成されている。

なお、自然環境の保全、水源林として公益的機能を重視した施業が行われており、地域住民の生活とも結び付いている。

利用状況

木材生産を中心とした事業に取り組み、森林整備に積極的であり、観光事業等は充分検討したうえで取り組んでいる。

(2) 村有林 (1,607ha)

村有林は、村の中央から東部の標高の高いところに多く、一部銅山川沿いに点在し、総面積は、1,607haである。

村は、明治36年(1903年)以降昭和4年まで9回にわたって、共有林や私有林を村の基本財産形成の目的で購入し、当時その面積は、97.75haであった。さらに昭和32年(1957年)高知営林局長の斡旋により、国有林を借用することとなったが、これは住友林業が借用あるいは、所有していたものである。この国有林の払下げにより総面積は、1,607haとなった。

昭和38年より村有林の拡大造林を実施し、現在605haが、桧を中心とした人工林となっている。この人工林の4から6齢級の面積は486haと全体の80%を占めている。

このため村有林の資源の有効利用に備えるとともに、住民の就労の場所の確保を目的とし、昭和61年に別子木材センターを設立した。現在この木材センターでは、間伐材や端材を利用した集成材等が生産され、村の活性化に重要な役割を果たしている。なお、村有林の赤石山系自然環境保全地域内や保安林では、公益的機能を重視した施業に取り組んでいる。

利用状況

直営による経営1,208ha、森林開発公団造林399ha、保安林1,384ha

(3) 私有林 (1,253ha)

私有林は、銅山川を挟み集落に近い場所に位

置している。

戦後、杉を主体とした植林が行われているが、木材価格の低迷による経営意欲の減退や林家の高齢化により、除伐、間伐の遅れが目立っている。

このため、昭和62年より別子山村森林組合で間伐事業に取り組み森林の保全に努めているが、所有者は零細であり計画的な施業や経営の近代化を図ることが困難な状況にある。

(4) 入会林野 (登記簿面積約300ha)

銅山発見当時(1690年)村は天領で川之江の代官が管理し、その中に少々の私有林が混ざっていたようである。各集落(13集落)には、なかま地と呼ばれる共有地(入会林)が有り6から7戸で管理していたようである。各共有地(入会林)は、集落の近くに位置し、水源林・薪炭林及び焼き畑用地として、私有林が少ない中で住民の生活に重要な役割を果たしていたと思われる。

銅山開発により、薪炭、家屋の材料等のため広域的に森林が伐採され、共有林(入会林)でも必要以上の伐採がつけられた。この伐採とともに明治32年まで続けられた精練により、銅山に近い山林では林相が悪化し、山林としての価値が低下するに伴い所有者の経営意欲が極端に減退し、村や住友への売渡がおこなわれた。

例として弟地、筏津地区の入会林について述べるならば、この地区では明治11年頃筏津坑を採鉱開始したが生産があがらずじまいとなり、明治17年になって周辺のナベラ谷の共有山とともに住友に売渡したようである。この筏津坑は昭和48年別子銅山閉山まで続いていた。

共有地の保存登記後は、村及び住友への売買も少なく現在私有林経営の中心的林野となっており林家経済の活性化に役立っている。

3. 別子山村における入会林の状況及び問題点

本村には300ha余りの入会林が存在している。平成3年度に床鍋入会林(登記簿面積81.9ha、実測面積203.2ha)が本村で最初の整備完了地となった。

この床鍋入会林は、昭和41年の『入会林野等に係る近代化の助長に関する法律』制定より1年前に、権利者13名による分割管理について意見がまとまった。その後民地との境界確認、測量、分割方法の検討が行われ、分割による管理が昭和41年にはじまり、昭和46年に入会林の整備に着手した。しかし、共有者1名の抵当権、測量等の問題によりやむなく休止となった。だが、その後も整備組合長が抵当権の抹消、組合員との意志の疎通等絶やさず準備を行い、昭和63年8月、入会林野整備を再開し平成3年7月整備が完了した。

未整備入会林野状況

入会林野と思われる地区	(6地区)
入会権者	4人から8人
登記	各地区所有権保存登記・全員記名
利用形態	

戦前 各地区とも権利者は、自由に入山でき薪炭林等に利用していた。約束事としては、個人による植林の禁止及び全員同意でなければ株(利用権)を売買できない。売買後には、ほとんど所有権を移転している。(村外の所有者はいない。)

昭和30年代 戦後の林野の伐採により、植林が重要課題となり、5地区が、伐採後の植林を行なうため、分割管理に移行した。この当時、株(利用権)の売買には、全員の同意が必要であった。

1地区については、伐採が不可能であったため現在も分割されていない。山林が急傾斜のため、管理利用もされていない。

昭和48年以降の入会林の状況

昭和48年の鉱山閉山により、多くの人が村を離れた。その中において入会権者が利用権を持ったまま離村し現在も管理を続けている。この当時の村の入会林としては、入会権者のほとんどが離村している状況が普通であった。この頃より、共有者の同意がなくても持分を自由に売買をする者が増えた。現在の入会地においては、村外者同士で売買が行われ、共有者がわからない場合もある。

現在、分割管理移行時の入会権者は、世代が移り変わり、状況を知っている者も、ごく僅かとなっている。この状態で放置していると、民地及び分割時の境界の設置も困難な状態となる可能性がある。

上記のような状況下で、各未整備地区とも入会林の近代化には、入会権者の高齢化により、時間的な余裕が少なく、早急な整備が必要である。

未整備地区の問題点

- 1 入会権者の高齢化、林業に対する意欲の減退により、近代化に積極的な権利者がいない。
- 2 入会林の分割管理移行時の入会権者が少なく、明確な境界がわからない。
- 3 林業不況、木材価格の低迷により入会権者自身に整備する熱意が薄い。
- 4 入会林整備に係る経費及び個人負担や出役等の確保が難しい。
- 5 現在の未整備地区はそれぞれ規模が小さい。
- 6 鉱山閉山(昭和48年)により、関係者多数が離村したため、入会権者間のコミュニケーションがとれていない。

別子山村の銅山開発と林野について

別子山村は江戸時代の銅山発見より次第に発展を続け明治後期には松山市（当時人口約3万人）に次ぎ1万以上の人口を抱える山の町が生まれ、東予地方の経済、文化の中心地となった。この大規模な鉱山開発のため村民の生活にも変化が起こり、鉱山で働く者、鉱山用の炭を焼く者、山材伐採に従事する者等銅山を中心とした社会が形成されほとんどの住民が生活基盤を鉱山と何らかの形でかかわるようになってきた。その変遷は以下の通りである。

元禄3年（1690年）

別子銅山発見される。

人口 約400人

農業、林業（入会林が中心）により生活していた。

元禄4年（1691年）

住友による採鉱開始

精練業開始により、精練用木炭、及び木材の需要が増大した。

元禄15年（1702年）

産銅量 1,350t（当時世界一）を記録

銅山開発のため、官林を銅山つきとし 17,755ha 借用する。（幕府により保護される。）

銅山村近の山林が煙害、乱伐により荒廃する。

明治元年（1868年）

銅山での精練用木炭使用量 86,250t（2,300万貫）

木炭及び木材生産が村内林野ではまかないきれないため広域的な林野の伐採が始まる。

山林の払下げが行われた。（銅山の必要性により住友に多く払い下げられた。）

住友による林野の買収が始まる。

明治9年（1876年）

人口は次第に増加し別子山村に定着する者が増加した。

明治11年（1878年）

筏津坑試掘始まる。

農地に煙害が広まる。

明治23年（1890年）

町村制が施行される。

明治28年（1895年）

荒廃した林野の復旧するため植林に着手

明治32年（1899年）

別子銅山は最盛期となる。

人口約1万3千人松山（人口約3万人）に次ぐ山の町となる。

8月28日の台風により長年の銅山開発で荒廃した林野が山津波の状態となり、死者行方不明者513名、負傷者26名、主な施設の流出という大水害により壊滅的打撃を受けた。これに伴い主要施設が新居浜側に移動し始める。

明治40年（1907年）

施設の移動により人口が激減する。

人口 3,634人

昭和32年（1957年）

高知営林局の斡旋により村が国有林を借用する。

昭和45年（1970年）

人口 953人 閉山準備が始まる。

昭和48年（1973年）

村は閉山により主幹産業を喪失し自立の道を探る。

昭和50年（1976年）

人口 403人

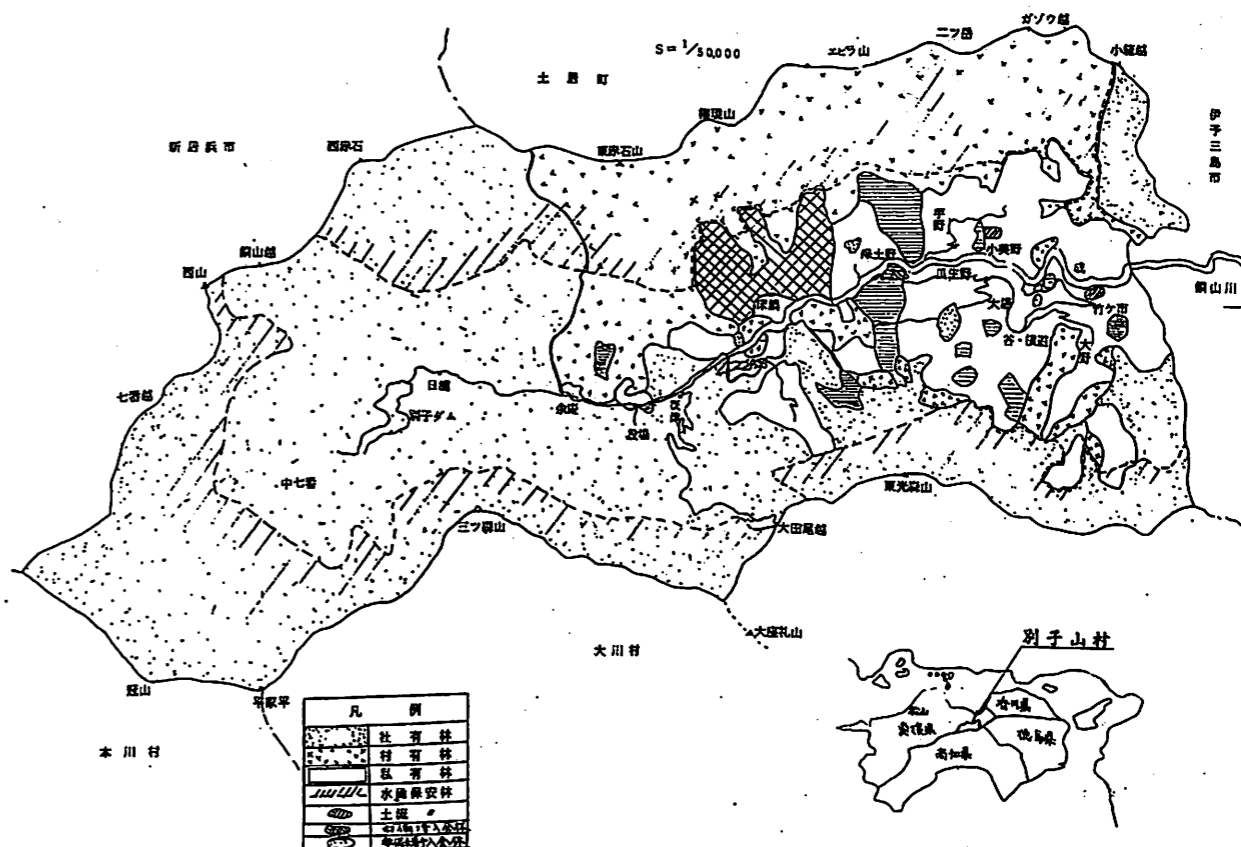
他の資料によると、山林は元禄3年以前よりすでに他のものが開発を行っていたと思われることや、銅山開発以前より村で生活していた住民とのトラブルの処理、広大な林野の確保等、いずれの面に

においても鉱山側が優れた交渉力や人材を有しており、従来の住民の力では農地や林野を守ることは困難な状況にあったと推察される。時代が下がるにつれ住民の生活基盤を含め、村としての機能のほとんどが住友に依存する状態となった。この状態ではすべての住民の自主的な山林経営は成り立たなくなった。村の大部分を占める住友社所有林は、企業精神に基づき村の意志とは切り離された所で独立した経営体として運営されている。残存面積の大部分を占める村有林は、不利な地理

...的条件のもとで、厳しい経営を強いられ、それ以外の私有林は過疎化、高齢化、後継者不足が一層強まる中で経営意欲が年々、減退している。

別子山村のもつ独特な歴史からくる今日的状況は国レベルで見れば、ごくまれな例だと考えられるが、社有林は社有林としてその存在価値を尊重しながら、村は村として将来の住民のため、また国土保全のために少しでも良い環境を整えるべく努力することが必要だと考える。

図-1 別子山村林地区分図



地域開発と入会林野

—進めるものと止めるもの—

九州大学農学部 塚 正 紘

1. はじめに

農山村の過疎化、高齢化はとどまるところを知らない、このような動きに終止符をうち、活気ある地域社会を呼び戻したい、という願望には切ないものがある。そして、このような切ない思いの中で外部の大企業主導の地域開発が構想され、その用地として多くの農林地が開発されている。換言すれば、農山村における地域開発は常に農林地の開発を伴っており、しかもその場合、入会林野や生産森林組合有林野が対象となる場合が多いのである。

そこで、この報告では、林地開発の動きのある大分県日田郡内の2つの生産森林組合を事例に、①これらの生産森林組合がなぜ林地開発を受け入れたか、②生産森林組合のなにが問題なのか、を検討したい。

2. 林地開発制度の概要

林地開発許可制度は、ゴルフ場等の開発が無秩序に行われ地域社会に種々の問題を生じたため、1974年(昭和49年)の森林法改正により創設されたもので、保安林以外の森林の土地の適切な利用を確保することを目的としている。

開発許可制度の対象となる森林は地域森林計画の対象民有林で、対象となる開発行為は土石または樹根の採掘等土地の形質を変更する行為で面積1ha以上(森林法第10条の2第1項)のものである。ただし、国または地方公共団体が行う場合や公益性の高い事業で政令で定めるものは対象にならない。

また、その森林開発によって、①災害防止機

能、②水源かん養機能、及び③環境保全機能、等を悪化させる恐れがないときは、知事はこれを許可しなければならないことになっている。(同第10条の2第2項)

3. 大分県日田地方における最近の林地開発

最近の林地開発を保安林解除と林地開発許可の実績でみると表-1、2のとおりである。保安林解除は1987~91年度の5年間で38件、25.8haで、道路の開設が件数、面積とももっとも多く、ついで林道が多い。両者で件数の58%、面積の76%を占めている。

一方、林地開発許可は13件、199ha、1件平均15.3haに達し、規模は保安林解除よりも圧倒的に大きい。用途別では、宿泊レジャー施設が112haでもっとも大きく、ついでゴルフ場の60haである。許可面積は年々減少傾向にある。

4. 大山町におけるゴルフ場開発問題と生産森林組合

1) 大山町のNPC(地域活性化運動)

大山村(当時)は1961年(昭和36年)に独自のムラおこし運動を始めており、NPC運動(New Plum and Chestnuts)運動と呼ばれた。従来の耕種農業から水田に梅を、畑に栗を植えて所得の向上を図ろうという農業改革運動で、「梅栗植えてハワイへ行こう」のキャッチフレーズとともに有名である。周知のように当時は農業基本法が制定され、大規模単作経営が推進されていた時期であるが、これを真っ向から

否定し、少量多品目生産(百足農法)による安定生産を指向したものであった。梅は100haに4万本が植えられ北部九州一の産地となり、ハワイには約30人が出かけた。

さて、所得の追求を目的とする第1次NPCを受けて、65年(昭和40年)から人作りをコンセプトとする第2次NPC(Neo Personality Combination)運動が始まった。この運動は社会教育の分野で多くの成果をあげており、人が一堂に集い、共通の体験を持つことを通して、人のつながり(コミュニティ)を広めようとしている。

そして、69年(昭和44年)から第3次NPC(New paradise Community)がはじまった。その目標は農山村でも都市並の生活環境を実現することにあつた。町内を8つの地区に分け、それぞれのコミュニティセンターを中心に文化集積団地の運営が行われている。

2) ゴルフ場計画の概要と町の立場

大山町では3次にわたるNPC運動で積極的なムラおこしを行ってきており、その実績は大分県はもとより全国的にみてもたいへん優れたものであった。しかし、この大山町にもリゾート開発計画が持ち込まれ、実現の方向に向かいつつある。事業主体は岐阜市のT社で、都会に生活する人々の保養・リフレッシュの場として、健康・スポーツゾーン(ホテル、健康センター、ゲートボール場、多目的広場など)とゴルフ場ゾーン(18ホールのゴルフコース、クラブハウス)などが計画されている。

用地面積は約240haであるが、主な所有者としては後述の天竺生森41ha、高取千丈生森80ha及び瀬湖共有30haなどがあり、生産森林組合や入会林野が重要なウェートを占めている。

このような開発計画に対して、町は当初必ずしも賛成ではなかった。しかし、地元が年金に

頼る老人世帯にとって、出不足金の負担など共有林や生産森林組合の管理への参加が容易でないという状況の中で、緑豊かな自然環境を保全し、地域住民の雇用機会の増加、土地は売却せず賃貸借とすること、現存のクリ園やクヌギ林を生かして「果樹のあるゴルフ場」「豊かな森林のある景観」を目指し、現存森林の60%を残すこと、などの条件付きで賛成することになったようである。

3) 生産森林組合の現状と開発問題への対応

天竺生産森林組合と高取千丈生産森林組合の現状は表-3の通りである。天竺生森が組合員数27名(設立時41名)、出資森林面積40ha(人工林1ha、クヌギ天然林27ha)、高取千丈生森が34名(同38名)、70ha(人工林22ha、天然林48ha)である。天竺生森は天然林が多いが、これは62年に造成した栗園の大半が原野化、72.3年にクヌギ林に転換したものである。一方、高取千丈生森の人工林22haは91年の台風によってほぼ全滅した。

年間の出役日数は、天竺生森が4~5日、高取千丈生森が7日であり、下刈などの保育作業に従事している。しかし、組合員の高齢化や兼業化の進展により保育作業への出役が難しくなっているし、年金頼み老人世帯では出不足金の負担も容易ではない。また、椎茸原木価格の下落でクヌギ林の販売が思うようにできず、台風で間伐適期のスギ人工林が全滅したりで森林経営にも展望がもてない。しかし天竺は838万円の期末剰余金があるが、高取千丈は122万円の欠損金を抱えているという状況で天竺が129千円、高取千丈が173千円というのが税金を毎年納めなければならない。

このように生産森林組合という独立した企業体としての運営基盤はほとんど失われている。そのため組合の中で生森としての存続に懸念が強まり、開発計画を受け入れることになったの

であるが、受け入れ方は両組合で異なっている。すなわち、天竺生森は40haのうちの33haを貸与し、新たに林地を購入し、取得して直営森林を確保するが、高取千丈生森は所有林地を開発企業に売却し、生産森林組合を解散する意向である。一方は全部を売却・解散、他方は一部を賃貸・新規取得による存続、と正反対の対応を示しているのである。

ところで、このような対応の著しい相違は、「生産森林組合は、所有森林の半分以上を直営林として運営すべきである」という指導の受けとめ方の違いに基づいている。もし、このような指導がなければ、換言すれば貸与面積に制限がなく、自由に設定できれば、半分以上を貸しても残りの森林で生産森林組合として存続した

い、という意向も少なくないのである。

5. むすびにかえて—いくつかの論点—

- ①林地開発を生産森林組合が受け入れる要因として、生森の運営基盤の弱体化ないし喪失ということを考えてよいか。
- ②とすれば生森の解体は自然の動きであり、特に問題とする理由はないのではないか。にもかかわらず、これを維持するのは一種のアナクロニズムでは。
- ③生産森林組合の貸与、分収林提供面積は何割まで許されるか。それは、公団造林、公社・県行造林等及びゴルフ・スキー場等の場合で異なるか。

表-1 大分県日田地方における保安林解除の実績

(件,ha)

目 的	1987年度		1988年度		1989年度		1990年度		1991年度		合 計	
	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積
宿 泊 施 設							1	3.5889			1	3.5889
道 路	2	2.2053			4	0.9608	5	7.7056	2	0.5026	13	11.3743
林 道	4	3.7326	1	1.4718	4	3.0967					9	8.3011
公 営 住 宅									1	0.2993	1	0.2993
送 電 施 設	1	0.0462					2	0.2548	2	0.2579	5	0.5589
農 道			1	0.3299							1	0.3299
ダ ム			1	0.4157							1	0.4157
無 線 施 設					1	0.1309	3	0.6273			4	0.7582
用 水 路	1	0.1191									1	0.1191
気 象 観 測 施 設	1	0.0030									1	0.0030
水 道 事 業									1	0.0314	1	0.0314
合 計	9	1.0620	3	2.2174	9	4.1884	11	2.1766	6	1.0912	38	25.7798

資料：大分県日田地方振興局調べ

表-2 大分県日田地方における林地開発許可の実績

(件,ha)

開発行為の目的	1987年度		1988年度		1989年度		1990年度		1991年度		合 計	
	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積
別荘地の造成												
スキー場の造成												
ゴルフ場の造成					1	60.4984					1	60.4984
宿泊レジャー施設設置			1	102.2654			2	9.5593			3	111.8247
工場事業場の設置			2	8.7565			1	3.9527	1	1.5394	4	14.2486
住宅団地の造成					1	1.6874					1	1.6874
土石等の採取							2	7.3520	1	1.0383	3	8.3903
その他									1	2.7382	1	2.7382
合 計			3	111.0219	2	62.1858	5	20.8640	3	5.3159	13	199.3876

資料：大分県日田地方振興局調べ

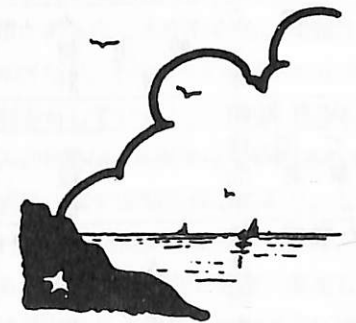


表-3 大山町の生産森林組合(1991年度実績)

組 合 名	天竺生森	高取千丈生森
設立登記	昭和48年4月12日	昭和49年1月30日
設立動機	集落有林の共同経営	記名共有林の共同経営
組合員総数	27名(設立時41名)	34名(同38名)
外業従事者	27名(4~5日/年)	34名(7日/年)
うち組合員	27名	34名
現物出資森林	40ha	70ha
経営森林の現況計	38ha	70ha
所有林	38ha	60ha
分収林	-	-
その他	-	10ha
人工林	1ha、0千㎡	22ha、4千㎡
天然林	27ha、1千㎡	48ha、1千㎡
その他	10ha	-
貸借対象表		
資産合計	11,461千円	4,159千円
流動資産	10,283千円	561千円
固定資産	1,178千円	2,377千円
当期末処理欠損金	-	△1,221千円
流動負債	-	2,339千円
固定負債	-	800千円
資本	648千円	1,020千円
剰余金	10,813千円	-
準備金・積立金	2,428千円	-
当期末処分剰余金	8,385千円	-
損益計算書		
事業収益	-	639千円
事業費用	-	49千円
事業総利益	-	590千円
事業管理費	714千円	619千円
事業外利益	234千円	16千円
経常利益	△480千円	△13千円
税引前当期純利益	△480千円	△13千円
当期剰余金	△480千円	△13千円
前期繰越剰余金	8,865千円	△1,208千円
当期末処分剰余金	8,385千円	△1,221千円
組合員出役への賃金の支払い	支払わない	支払わない
剰余金の配当	-	-
出資割配当	-	-
従事割配当	-	-
販売実績	-	-
立木	-	52㎡、542千円
一般用材	-	65㎡、639千円
木材計	-	-
新植・保育実績	新植、保有3ha	新植、保育5ha
切捨て間伐	-	-
林産事業	-	-
間伐	-	0ha、65㎡
主伐	-	-
納付した税額		
総額	129千円	173千円
法人	-	-
人民	10千円	10千円
町民	-	-
固定資産税	119千円	163千円

< シンポジウム >

司会 岡森昭則(九州大学農学部)
吉村俱美(鳥取県倉吉地方農林振興局)

発言者(発言順)

山上 三郎(佐賀県生産森林組合協議会) 堺 正紘(九州大学農学部)
矢野 達雄(愛媛大学法文学部) 木村 正三(岡山県真庭地方振興局)
鈴木千鶴王(愛媛県別子山村) 八雲 信夫(鳥取県鳥取地方振興局)
中尾 英俊(西南学院大学法学部) 田中 信政(愛媛県森林林業課)
野村 泰弘(徳山大学経済学部) 竹内 伸一(広島県林政課)
松原 功(山口県入会林野コンサルタント) 林田 昭三(熊本県林政課)
西森 正信(高知県入会林野コンサルタント) 友清 昇太(福岡県林政課)
田代 哲二(福岡県北九州市) 石田 智明(宮崎県林産課)
七里 成徳(長崎県林務課) 沖部 明(宮崎県治山課)
岸田 強士(鳥取県林務課) 宮崎 幸治(大分県安岐町)
雑賀 一美(島根県林政課) 茨木 龍祝(大分県玖珠町)
那須 恒平(宮崎県椎葉村十根川入会林野整備組合)

司会(岡森) 午前の4つの問題提起は、まず、入会慣習に関するものをテーマとしており、その多くは入会整備における手続上の問題に関係する。そこで、まず、慣習に関わる問題を検討したい。次に、生産森林組合に関する問題が提起されたが、その成立過程と現状を踏まえて山林管理の在り方が中心となった。この分野では、生産森林組合の機能を検討することを目的に討論を行ないたい。

I 入会慣習に関する問題

① 入会権における転出失権の原則
(山上) 鈴木さんの別子山村における入会慣習について伺いたい。ご報告では、「利用権」を有したまま離村している旨の話があったが、転出しても失権しないということだろうか。
(矢野) 昭和48年・別子銅山閉鎖以降の状況として、離村失権の形骸化、村外者相互間を含む持分の自由譲渡という傾向を指摘されていたが、さらに詳しく伺いたい。
(鈴木) 入会慣習に関して、戦前から昭和30年代まで、また、昭和48年・別子銅山閉鎖から今日

までの状況を古い文書でみると、この48年が境になっているように思える。当然ながら、入会整備が完了した林野については、転出失権の慣習があったことがわかる。問題は5つの未整備地区だが、そのうちの3地区の場合、村外者が権利を有しているという事実がある。別子山村の入会林野は、集落単位で管理されているが、離村者は、家や田畑を残しており、しかも近隣市町村在住者が多い。こういう人は、いずれ帰村するからという理由で管理に参加していたという事情があるようだ。多少遠方に移転した人も、昭和48年頃には道路事情もよくなっており、

比較的容易に帰郷できることから、集団的管理に参加できる事情があった。問題なのは、地元在住者よりも離村者の方が発言権が強いという面があり、地元住民は、共有者の同意がなければ持分の売買はできないと主張するが、村外住民の中には、この同意を得ずに権利を売買している例がある。

(矢野) 分割管理移行時の入会権者がいなくなったというの？

(鈴木) 当時の入会権者はほとんど死亡し、二代目が承継しているということだ。

(矢野) 離村失権の慣習が崩れ、持分が自由に譲渡されるということになると、入会権が解体したということになりかねないが。

(鈴木) 村外者が権利を有している3地区の場合、やはり入会権は解体したとみるべきかもしれない。ただ、転出先が県外にまで及んでいることはない。これら転出者も自己が植林した部分について管理を続けている。このような点から早めに整備すべきではないかとも思う。

司会(岡森) 共同作業や総会の開催などの慣習は存続しているのか。

(鈴木) 未整備地区の場合、かつて鉱山があったこととも関係して、そのような慣習も薄れてしまったようだ。

司会(岡森) 村外に出た人の方が権利が強いという説明があったが、具体的にはどういうことか。

(鈴木) これは、昭和48年・別子銅山閉鎖の際の転出の話だ。転出者が家を残していたり、さらには身内の老人をその家に残していたりしており、車で山林の管理に帰ることも可能だ。そのために、これらの人々が権利を失っていないと主張している。このような転出者が残存者より多いので、いわば多数決原理で転出者の意見が強いということだ。

(山上) 利用権を保持したまま転出するという

ことについてちぐはぐな感じを受ける。その場合の「利用権」の内容だが、離村者が山林管理に貢献しており、これに関して持分の払い戻しの意味で権利を主張するというものなのか、それとも、時折帰省して現実に管理に携わるといったことなのか。

(鈴木) 後者の方だ。

(矢野) 持分の譲渡についてみれば、勝手に行なった例もあるという程度であり、全体的な意識としては、やはり制限下にあるようだ。とすれば、全面的に入会権が解体したということではないだろう。ただ、そのような傾向にあるということは指摘しておかなければならない。この点、各集落によって違いがあるようだ。

(中尾) 入会権は世帯に帰属する権利だから、世帯主が他地域に出ても家族が残っている場合、世帯としては転出していないととらえることは可能だ。この点、別子村の場合にはどのように取り扱われているのか。

(鈴木) そこまで明確に確認されているわけではないが、家族が残存することでそのまま入会権が残るといった状況があるのは事実だ。

(中尾) とすれば、「転出者同士の権利の売買」とは、転出した当主(=残存世帯の)が売買しているというにすぎないわけだ。

司会(岡森) 世帯をあげて転出した者が権利を売買している例はあるのか。

(鈴木) そのような地域もあるようだ。

(野村) 持分の売買があった場合、登記についてどのような処理をしているか。

(鈴木) 登記上の共有持分に関して移転登記まで完了している場合もあるし、そうでない場合もある。過去において売買のつど移転登記が確実に行なわれて登記名義が連続しているケースでは、さらに売買がなされたとき移転登記まで行なわれやすいが、そうでない場合には、売主でない登記名義人に対して買主が移転登記請求

することは事実上むずかしいようだ。

(松原) 転出者が権利を有しているというケースにおいては、当該山林は造林が進んでいて価値が高いなどの事情はあるか。

(鈴木) 必ずしもそうではない。

(松原) 造林を推進したために山林に対する住民の関心が高いが、閉山によって転出せざるをえないという事情があるなら、やはり入会整備を実施し、山林を分割してこれまでの造林者の権利を明確にする必要がありはしないか。

(鈴木) 県に対してもその点の協力を求め、整備に対して積極的に対処しようとしている。とりあえず、2つの地区において現地説明会を開催している。

(石田) 宮崎県において問題を生じている入会集団がある。他の市町村に転出した登記名義人の一人が確認書への捺印を拒否し権利主張をしている。そのことが原因で、入会整備事業が7、8年停止している。当該登記名義人の転出先でも転出失権の慣習があり、そのことを指摘して説得しているが聞き入れてくれない。類似のケースないしはよい知恵があったら聞きたい。

(沖部) 山口県でも、代表者13名による共有名義の土地について問題となっている。名義人一名の息子が広島で世帯を構えていたところ事故で死亡、その妻が弁護士と相談の上、13分の1の持分を主張している、というものだ。同弁護士は入会に関する知識に乏しいのではないかとと思われるふしもあり、明後日、入会林野コンサルタントからこの問題について意見を聞くことになっている。

(宮崎) 大分県でも同様の問題を抱えている。これは、入会整備認可の直前、昨年の盆に相続人帰省のおり、整備組合代表者が同人に確認書への捺印を求めたところ、逆に相続人5名名義でが相続登記がなされてしまったという問題だ。囑託登記の直前にこれが判明したが、生前、

登記名義人は離村しているので失権したという理由で、事業を継続し認可を得て囑託登記を完了した。

司会(吉村) その際、確認書をとらなかったのか。

(宮崎) 内容証明郵便で全員に書類を送ったが、返事がなかった。

(田中) 愛媛県の場合、これまで紹介されたケースのように強硬な権利主張をされた例はないが、確認書への捺印の際にやはり何からの権利主張を受けたことがあるが、入会という管理の方法について十分に解ってもらうことが重要だと思う。問題は、やはり登記名義に対するこだわりがある場合だ。その場合、当人が地元の住民と付き合いがあるのか、あるいは現地を示すことができるかどうかなどを指摘する、という方法がある。

(中尾) 入会整備に反対する現地在住者を除外して入会整備が行なわれたケースがある。この土地は大分県九重町所在の財産区有入会地であり、記名共有名義の土地ではない。この入会地について整備計画が立てられたが、一名の入会権者の反対に遭った。ところがこの者は出役義務をまったく果たしてこなかった。そこで部落では、町と相談の上、出役に参加するように文書で求め、それでも参加が得られなかったので、入会権者として失格したと判断し、当人を除外の上、整備事業に着手した。その後、当人からの異議申し立てもなく、事業が完了している。本来は、愛媛県の田中さんが指摘されたような対応が最も望ましい。また、山口県の例のように、転出者本人が相手ではなく、まったくの部外者が相手だと、地元の事情を知らないからこずるだろう。一般論をいえば、入会地はその地盤所有権登記には関係なく、慣習だけでそれに関する権利が定まるものだ。したがって、相続登記等によっていくら登記名義を取得して

も、実体上の権利を取得しない。だから、そのような登記名義人が確認書に捺印しなければ致し方なく、そのまま、整備事業を継続してよい。ただ、このような名義人が弁護士に相談したりすると、入会を理解している弁護士であれば別だが、そうでない人は登記名義があるから貴方の所有財産だという助言をするかもしれない。そのような場合、話し合いがこじれることもありうるが、原則としては、実体上、整備事業への障害にはならないということだ。沖縄県石垣島における裁判で、一昨年、興味深い判決が言い渡されている。これは、整備によらない入会権消滅に関する事例だが、集団の総会において多数決で入会権消滅の合意をなし、単なる共有地としたところ、この合意に加わらなかった者がこれを無効とし、入会権の存在確認を求めて争ったというものだ。これに対して、判決は、(1)入会権消滅の合意を多数決で行なうことは違法である、(2)帰村して復権する可能性のある転出者にまったく通知をせずに入会権を消滅させることはできない、という趣旨の判断を示している。ここで重要なことは、(2)である。すなわち、転出失権が入会権の原則だから、部外者の意思を無視して整備を行なっても差し支えないという一般論に対して、帰村復権の可能性のある転出者の意思は無視できないという問題があることを注意すべきだ。そのような人を無視して入会整備を行なった場合には、帰村時に生産森林組合の加入を認めるか、個人分割の場合であれば、あらかじめ、その者の取得区域を定めておいて他の人の名義で登記しておくという措置が必要となろう。ここで、帰村の可能性は、転出者本人に帰村の意思があるだとか、家屋敷を残しているなどの要素で判断できるだろう。そのような要素がまったくない転出者の場合には、いかにその者に登記名義があっても、無関係者として扱ってよい。すなわち、登記に対し

て過剰な信頼を置くのは禁物ということだ。

② 財産区と入会権
司会（岡森） 田代さんの報告の問題に移りたい。貫地区の山林が部落有財産なのか、それとも財産区有財産なのか、整備組合と市管財課との間で見解の相違があるとのことだが、貫地区の慣習について質問が出ている。

（西森） 当該山林においては、県行造林契約が締結されているようだが、貫地区はこれにどのように関わってきたか。契約後約80年になるが、この間、収益はどのように分配されたか。貫地区においては、村ないしは市が前面に出てきており、県行造林契約の際に市議会の議決がなされ、地元地区は一步引いたような形になっている。これは、地元貫部落が当該山林を旧慣使用林野であるということを確認したようにとれるが。

（田代） もともと貫地区においては、昭和45年8月10日現在の同地区居住者で区費納入など住民としての義務を果たしている者を権利者として確認するという取決めがなされた。かつて分家などの加入も認められたことがあると聞いているが、上記取決めの際に新規加入金の納入によって権利者となる道も確認されている。この山林については、大正2年に福岡県との間で県行造林契約が締結されている。地元の契約当事者は企救郡曾根村長となっている。その後、昭和53年12月1日に同契約が更新されているが、何か手違いがあったようで、県と貫入会整備組合との契約という形式になっている。また、別の山林については、昭和37年に、県行造林契約が締結されているが、この時の地元契約当事者は、財産管理者としての小倉市長である。分収割合は、大正期の契約においては県対地元が7対3、その後昭和53年の契約においては6対4となっている。昭和51年から53年にかけて大正期契約分の分収金が県から市へ公布されている

が、市が受け取った30%のうち、95%が貫地区に支払われている。市と貫地区の分配割合に関しては明確な取決めが両者の間にあったのかどうかよくわからないが、隣の集落において市によってこのような取り扱いがなされたので、それに準じて、貫地区に対しても、市の取得金の95%が支払われたのではないと思われる。ただ、昭和53年以降の県行造林契約においては、前述のように、地元当事者は小倉市長ではなく、貫入会林野整備組合となっているので、市が県からこの契約に関して金銭を受け取ったことはない。

（西森） 地上権登記はどのようになっているか。
（田代） いずれも、県を地上権者とする地上権設定登記が行なわれている。

（松原） 山口県の場合、部落有林野において地上権設定なしに県行造林が行なわれたことがある。このことが原因で、昭和30年代に問題を生じたことがあり、専門の担当職員を一名置いて地上権設定登記を行なったことがあった。しかし、保存登記ができなくて地上権設定登記が不可能だったこともある。貫地区の場合、所有権保存登記はなされているのか。その名義人は誰か。

（田代） 昭和36年7月14日「大字貫」となっている。

（中尾） 県行造林においては、①土地の保存登記がなされていないために地上権登記なしに契約が締結される場合、②大字名義で保存登記される場合、③便宜的に市町村名義で保存登記される場合などがある。②の場合、地元側の契約当事者として財産管理者・市町村長が表面に出てくるのが問題である。先程、旧慣使用林野という話が出たが、このようなケースにおいては、旧慣使用権は無関係であり、大字有の山林に関しては大字の人々（入会権者）が意思決定するのが原則だ。ただ、県行造林を前提に土地

の保存登記をする場合に、財産区名義で登記をなし市町村長を財産管理者とするという形式がとられることがあり、のちにその土地が真実財産区有財産であるという解釈が行政サイドでなされるという傾向が出てくる。もとより、部落有財産について登記するために登記所に行くことと部落名義では登記できないから市町村や財産区の名義で登記したらどうかという勧奨が登記官によってなされることがある。たとえば韓国においては、法人でない社団名義での不動産登記は認められているが、このような手段を講じないで部落の登記能力を奪っておきながら、便宜的・形式的な財産区名義での登記にかこつけて、実質部落有財産を財産区有財産だとするのは、あえて厳しい言い方をすれば、財産の横領に他ならない。このような例は、全国至る所に見られる。山林の場合は、固定資産税の納入が部落によってなされるなど、所有者が行政側にとって明確であるという点ではまだよい方であり、非課税扱いを受ける部落有の溜池などが財産区名義で登記されてしまうという例が大阪などに多く見られる。このような財産区名義による登記の解釈をめぐる問題が頻発しているが、市町村が直接に、または財産区議会や管理会という機関によって当該財産が管理されてきたという証拠がない限り、部落有財産であると解釈すべきだ。

（西森） 貫地区の場合、最終的に分収金の95%が部落に支払われ、残り5%は市が取得している。実質部落有財産からの収益につき市が一部を取得したという点の根拠については、どのように解釈したらよいのか。

（中尾） 市が地元の名義を貸した、一種の手数料と理解できるだろう。

（西森） はたして、財産の横領とまでいえるのか。もしそうだとするならば、行政側の分収金取得も問題なのではないか。

(中尾) 地元部落の名義で登記できないから財産区名義で登記することを行政が認めるということは不当ではない。また、その手数料的な意味で県行造林地からの収益の一部を行政が取得することも不当ではない。問題なのは、財産区名義で登記されているから真実財産区有財産だと解釈することが不当であり、したがって、部落有財産の横領といわざるをえないのだ。

(西森) 市議会の議決がなされている点については、どのように考えるべきか。

(中尾) 財産区は、市議会の議決によって新規に設立できるものではない。新財産区は別として、いわゆる旧財産区の場合、市町村の合併の時以外には設立できない。したがって、この議決が財産区設立に関するものだとしたら、まさに無効といわざるをえず、いずれにしても、貫地区の財産が財産区財産ということにはならない。

(松原) 地方自治法上の財産区であれば財産区議会が設置されているはずだが。

(矢野) もし、財産区議会や管理会が設置されていないならば、北九州市管財課の見解は根拠がないように思える。

(山上) 市町村が間に入ってなされる分収造林契約は、佐賀県においても例がある。ただ、各市町村において、単なる名義貸しにすぎないという点については、明確に認識がある。貫地区の場合には、そのあたりが曖昧だったのではないか。田代さんの報告では、「財産管理者」と「土地所有者」という二つの用語が出てくるが、土地所有者と県が県行造林契約を締結すればよいだけの話ではないのか。その間に北九州市長が介在するのがよくわからない。「財産管理者」という概念が作られた根拠はどのようなものか。

(中尾) 昭和37年12月15日の契約を見てみると、福岡県が地上権者であるのに対して、「大字

貫」が土地所有者であることは疑いない。ところが、「大字貫」名義で印鑑登録をすることができないので、この名義で福岡県に対して地上権設定登記することができない。そこで、「大字貫」を財産区であるということにして、管理者市町村長の印鑑で地上権設定登記をするというのが、概ね登記所におけるやり方だ。

(山上) そのような方法をとった場合、後から、旧慣使用権云々、あるいは市による所有権の主張がなされるなどの問題が出てくるのではないか。

(中尾) 確かにそうだと思う。したがって、何か新しい方法が必要となってくる。個人的には、私は、部落などの地域的集団に対して印鑑登録の道を開きうると考えている。というのは、このような集団の場合、むやみに偽装できないからだ。しかし、現行法では、財産区という方法以外にはなく、この方法は登記技術上の形式にすぎないということを明確にしておく必要がある。

司会(岡森) そもそも、貫地区においては、財産区は存在するのか。具体的にいえば、財産区議会など設置されているか。

(田代) 財産区議会も管理会も設置されていない。ただ、北九州市管財課では、財産区においては議会または管理会を設置することができる、逆にいえば、設置は任意であるという解釈をしている。

(中尾) 前述のように、財産区はもとから存在するものに限られるのであって、新規に設置できない。そこで、財産区が存在することの証明は、財産区によって固定資産税が納入されているとか、市町村とは別個に機関たる議会や管理会が設けられていることが中心となる。だから、議会等の設置は任意だという解釈が行政の中で出てくること自体、財産区不存在を示唆していることになる。

司会(岡森) 当該山林において九州電力が送電線を設置し、その使用料が市に支払われ、市がこれを保管している。その金額がすでに千万円を超えているが、この問題の解決のめどについてはどうか。

(田代) とにかく、この問題は、貫地区と市との間の懸案事項となっている。同市の農林課と管財課で多少見解の相違もある。管財課の方も、地元から市が保管している金銭の支払いを求める請求がなされてから古い資料を検討するなど、まだ勉強段階だといわざるをえない。北九州市において、財産区らしきものは、門司に6、小倉に69、若松に12、八幡に28ある。その中で、議会または管理会を設けているのは、門司所在の2ヵ所程度で、先ほどの議論からするならば、同市には財産区はほとんどないということになる。小倉区所在のものについては、課税をしているが、門司、若松、八幡のものは非課税だ。財産の内容は、山林にとどまらず、溜池や墳墓地も含まれている。少なくとも、我々の農林課は、課税扱いの財産は財産区有ではないと管財課に対して主張するが、同課ではすべて財産区と解釈している。

司会(岡森) 甘木の方に県行造林がなされた入会地があり、数年前に伐採されて再契約が行なわれた。この場合にも甘木市長が「財産管理者」として関与したかどうか。

(中尾) そのケースでは、財産区となっている。地上権の存続期間が65年であったが、58年ほど経過した時点で立木が伐採され、残存期間があるからという理由で、直ちに県によって新たに造林が行なわれたために問題となった。この事例は、旧安川村へ統一された林野のうち、もと甘水部落有林野(現在安川財産区名義)に関する県行造林契約は統一前のものだから同村には分収金を配分しない、とされたものだ。その後、分収金が財産区と地元部落との間でどのように

配分されたかは定かではない。

司会(岡森) 地上権が入会地に設定される場合、どのように措置されるか。県行造林とならんで長崎県の公社造林について伺いたい。

(七里) 原則としては、入会整備をして地上権の設定を受ける。ただし、整備をしないで契約がなされることもあり、この場合には地上権がない場合もある。検査のたびにこの点が指摘されるが、どうしようもない。県行造林の場合も、地上権を受けていない例があり、急いで入会整備をしているという地域もある。

司会(岡森) 入会団体代表者と契約しているのか。

(七里) そうだと思う。この場合、地上権設定はできないわけだが。

(松原) 農林金融公庫は、地上権設定がないと造林のための融資をしない。したがって、入会権者との契約においては、たとえば代表者3名の共有地に関する契約という形になり、このことが将来に問題を残すことになるのではないかと心配される。この場合、「委任の終了」という登記原因を利用する方法も考えられるだろう。

(岸田) 鳥取県の場合も同様だ。地上権を受けない限り、公社等による造林はできない。したがって、最近の入会地への造林はしていない。以前には、県行造林の場合だが、地上権を受けていないケースもある。

(雑賀) 実際に部落の代表者と契約を結んだ例がある。ただ、公社の場合には、入会整備して生産森林組合設立の上、地上権設定を受けるという方法が一般的だ。

(中尾) 今までの議論で問題となるのは、まず第一に入会整備の目的だ。整備した土地でないと地上権設定登記ができないという事情は理解できないではないが、その場合、整備の目的が県行造林等にあるという点については、議論が出てくるだろう。第二に、「地上権設定」という

ことばの問題だ。たとえば山口県の場合、地上権が成立していない状態で県行造林がなされたということなのか。

(松原) 同県における県行造林は、明治43年から昭和16年頃まで行なわれた。初期の頃には、地上権設定なしに県行造林契約だけで造林が行なわれたという事実がある。その全てが地元側当事者が「〇〇外何名」といった部落有林野だ。(中尾) その県行造林契約が地上権設定契約そのものではないのか。要するに、県行造林契約という名の地上権設定契約は締結されたが、地上権登記が完了していないということではないのか。契約の有無は当事者間の問題であり、登記はあくまで「第三者(編集者註-民法177条参照)」との関係だ。土地の利用契約は当事者を拘束するのであり、登記は、第三者との関係のみ問題になるものと思うが。

(松原) 当事者間の契約の上では、「県行造林契約」という名称であり、この契約にもとづいて地上権設定契約が締結され、これによって地上権登記がなされるということだ。

(中尾) とすると、県行造林契約によって県に発生する権利は地上権ではないということなのか。

(松原) そうだ。県行造林契約によって当事者は拘束されるが、第三者の関係で問題を生ずることがある。実際に山林を他にとられたケースがあり、あわてて整備をして地上権登記をしようとしたところ、それができない事例が出てきた。

(吉村) 鳥取県の県行造林において問題となっている二つのケースがある。一つは、共有名義となっている入会林野に関してだが、同意書がとれないために地上権設定を行っていないという事例がある。二つめは、財産区名義の林野に関してだ。この林野は、実質的には部落有林野だが、県行造林契約や公社造林契約は、財産

区管理者町長と県・公社が締結するという形になっている。

司会(岡森) その場合、入会集団と市町村長との間に、裏契約というか、何らかの取決めが行なわれているか。

(吉村) そうだ。両者の間で念書が取り交わされている。

(田代) 北九州市管財課では、当該山林が部落有財産だというなら裁判で決着をつけてほしいとまで言っている。貫地区においては、明治10年代にある原野の境界をめぐる裁判となって第三審で敗訴し、この事件で部落が貧しくなったという経緯があり、地元では裁判を回避したいという意向を有している。何とか、裁判を避ける知恵がないものだろうか。

(矢野) 一人だけ入会整備の合意に応じない人がいるということだが、この人は入会権者か。

(田代) そうだ。

(矢野) 入会権消滅をきたす入会整備は、全員の合意なしにはできないというのが原則だ。ただ、少数者の反対が権利濫用となるという可能性はある。さらに、鉄塔の敷地使用料が市に支払われていることを考えると、裁判以外に方法はないかもしれない。もとより、その土地が財産区財産でないということは明らかだとは思ふ。もともと財産区は、旧市制・町村制が施行された時に、市町村の一部が財産を有している場合、旧来からの部落でこれを管理する方法として創設された制度だ。したがって、新しくできた市町村が収益金等をすべて受け取るというのは理に合わない。

③ 旧慣使用権と入会権

(茨木) 大分県玖珠町では、旧慣使用林野に関する条例を定めており、そこでは固定資産税相当額の使用料支払義務を規定している。近年、当該林野の利用が少なくなるなどの事情で、滞

納する部落が生じてきている。この場合、権利関係はどのようになるだろうか。

(松原) 山口県の例だが、いわゆる旧慣使用林野における使用料が非常に安く、そのために、逆に滞納者が増えるという傾向があった。というのは、滞納者への督促の費用の方が高くなってしまうという事情があったからだ。このような場合、整備をすれば固定資産税が徴収できるので、地元市町村にそのように勧めたことがあった。

(中尾) その旧慣使用林野とは、どのような権利か。

(茨木) かつて部落有であったものが昭和初期に玖珠町に所有権移転され、立木などについては、従前通り地元部落に権利が留保されている。立木を処分した場合、収益の7割が地元部落に支払われる。そういう部落の権利だが、町に立木処分代金収入があった場合、使用料を滞納している部落に7割の補償金を支払うべきか、という点について悩んでいる。

(中尾) 私は、それは共有の性質を有しない入会権ではないかと思う。そうだとすれば、土地所有者たる町と地元住民との関係は、私法の原則で考えればよい。この場合、地元住民の入会権は、全員が消滅の合意をしない限り存続するから、7割の補償金支払はしなければならない。ただし、入会権者は使用料支払を怠っているから債務不履行というべく、町はその債権を行使して滞納使用料の支払を求めることができる。これが旧慣使用権であるということになれば、地方自治法238条の6によらなければ廃止できないが、使用料支払は行政法上の義務であり、債務不履行という私法理論では片付かない面が残るだろう。おそらく、当町で「旧慣使用林野」という呼び方をしている、入会権として判断して対応するのがよいだろう。

Ⅱ 生産森林組合の機能

① 組合の設立過程と運営の現状

(山上) 那須さんの報告によれば、当整備事業対象地のうち、しいたけ原木地1ha、杉の植林地1haがそれぞれ入会権者10名によって分割利用されているということだが、結局、この個人分割利用地は合計で20haとなる。全分割利用地は339haということだが、残り319haについて聞きたい。

(矢野) 合わせて、整備後、それまでの共同利用地をどのように管理されるようになったか聞きたい。

(那須) 20haの個人分割を始めたのは、明治20年頃で、その他の部分はそれ以前から各戸の持分として管理してきた。共同利用地8haのうちの一部は、入会権者の居住地の裏にあって、ここに樹齢500年ほどの巨木が育成している。この土地の共同管理を始めたのは、山崩れ等災害からの住宅の保護、および巨木の保護という目的にもとづいている。その他は、墓地2ヵ所や水源地2ヵ所であり、代表者による登記名義となっている。これら共同利用地については、名義人と他の権利者との間で所有権確認の覚書を取り交わしており、将来はこれを公正証書とする予定だ。

(松原) 那須さんの報告の中に関係者38名ということばが出てきた。当整備事業は入会権者10名として認可がなされているが、この10名と38名の関係はどのようなものか。相続関係の整理を目的とする整備だったか。また、個人植林の部分を各自に割り当てたということだが、同面積での個人分割にあたってはこの人工林を含めたのか、それともそれ以外の天然林を同面積で分配したということなのか。

(那須) 入会権者は10名だが、一軒あたりの枝葉が増え、一頃は100名の関係者がいた。しかし、持分としての入会権は10株しかない。整備

事業の目的は、この権利の確認という意味があった。この持分は全員平等なので、個人による植林部分を含めて個人分割は平等に行なった。不足がある場合には十分に補充した。

(西森) 個人分割にあたっては、土地の善し悪しに関する問題点はなかったか。また、着手から7年かかったという点について聞きたい。

(那須) 各土地の状況に関わらず、平等の面積で分配するという合意を行なった上で、抽選で各人の取得区画を決定した。入会整備という制度はいずれなくなるという話であったが、逆にいつまでかかってよいということであれば、全員が合意に達するのは難しかったかもしれない。時間に限界があるからこそ失敗は許されなかった。したがって、全員の納得がいくように、十分に協議する必要があった。

(西森) 通常は、土地の善し悪しを考慮して面積を調整するという方法がとられるが、その考慮なし合意に到った経緯をさらに詳しく聞きたい。

(那須) 土地の条件を細かく考慮して分配計画を立てるのは容易なことではなかった。完全な同面積での分配に踏み切った。くじも二種類用意して平等を期した。

(塚) 348筆と11件250数筆、合計600筆を超える土地の分配だったということだが、すべての土地を一括して抽選するというのではなく、いくつかの団地ごとに細かく分けて各別に抽選したということか。

(那須) 箇所箇所に分けて抽選している。600筆という数は、作業道や畔道なども含んだ数字だ。

(西森) 参考までにいえば、まず第一に標準となる土地を定め、それ以外の土地を標準より良好な土地あるいはそうでない土地というように分類し、前者は多めに区画面積をとり、後者は少なめにというやり方をすれば困難ではないと思う。

(木村) 整備計画策定から認可まで要した時間、測量に要した事業費、それについての負担金や出役、登記費用について聞きたい。

(那須) 事業計画着手が昭和60年、認可はその3年後だった。測量事業費として、国と村からの補助金が275万8千円づつ、県からのそれが260万円、合計811万6千円となっている。出役はのべ650人程度で、不参加者については出不足金支払いで調整した。登記費用として、更正図作成のための、図面整備費用が一戸あたり3万5千円、合計35万円かかっている。登記そのものは官費による。

(木村) 最もスムーズに手続きを行なうために意見があったら聞きたい。

(那須) 我々に対する指導の窓口は協議会だったが、地元側としては、指導を待つのではなく、積極的に何をしなければならぬかを問い合せるといふ姿勢が必要だ。

② 組合の村落共同体維持機能

(山上) 天竺生産森林組合の未処分利益の原資は何か。

(塚) 栗園造成後に自然生育したくぬぎ林の伐採木収入だ。この組合では、昭和50年前後にくぬぎの補助造林が行なわれたが、それ以前から採草地にくぬぎが自生しており、これが椎茸原木用として売却されてきた。それが納税費用として役立ってきたが、近年、くぬぎ木の価格が3分の1に下落しており、痛手を被っているようだ。

司会(吉村) 塚さんの報告における村落共同体の維持政策はアナクロニズムではないかという意見について、松原さんから意見が出ている。

(松原) 生産森林組合の解体について、部落の解体につながるようなやり方には賛成できない。他方で、生産森林組合の運営が難しくなっているという現実がある。これは、組合員の山

林労働への従事が困難になってきていることと関係があるように思う。この点、どの程度の土地の割合について分収造林契約を締結してよいかという問題がある。私も、全員が出役するのが原則だと思うが、それができなくなっている現状をみれば、部落の人が従事者として参加するという道を考えてよいのではないか。そのような方向へ、生産森林組合に関する法制度自体の見直し時期に来ているのではないだろうか。ゴルフ場としての開発の問題を含めて、林業とは何かという定義の問題が重要な課題だと思う。私は、当町が指導している貸与という方法は、土地の売渡しよりも妥当な方向ではないかと考えたい。今後、土地利用の面で色々なケースが出てくるだろうが、やはり部落の財産として管理する形は残すべきだ。

(塚) 私自身、生産森林組合の解体、集落の解体を唱えているわけではない。私の報告は、行政指導がそのような結果を生み出しているという事実をどのようにとらえたらよいかという問題提起を目的としている。松原さんのいわれる部落共同体の解体反対が何故かという点について、積極的に議論してもらいたい。

(松原) たとえば中国山地の奥は過疎化している。しかし、なお人は残っており、その人々にとっての生活の中心は山という財産だ。これがその人々の手から失われていくということは大きな問題であり、それは、個別的な地域問題としてではなく、国全体の問題としてとらえる必要があるはしないか。「村」をどのようにして残していくかということを重要な課題として考えるべきだ。中国山地の村々がなぜさびれていったかという問題を考えてみるなら、ここは三本足で立っていたという事実を指摘しなければならない。それは、牛と米と薪炭だ。この三つがだめになっていったとき、国は地元に対して頑張れとしかいわなかった。薪炭林利用が崩壊し

た後、それでは造林の拡大だという政策がとられたが、その事業主体として生産森林組合なり公団・公社という方法が出てきた。三本足は無理にしても、片足だけでもやらなければならない。これは国家政策の問題だ。山林の維持という観点から、地元で生産森林組合を支えきれないなら、国レベルでその維持を考えるべき時期に来ている。

(塚) 森林が国土保全機能を有するといわれている。問題は、国土保全とは一体何かということにある。突き詰めていけば、それは、村落景観の維持にあるのではないか。国土保全の概念が抽象的に存在するのではない。日本的な村落の景観を保全される対象として位置付け、その積み上げの結果として国土保全がなされるということだ。人が山村に住みなりわいが営まれることによって、土地が守られ村落の景観が維持される。それらの総合の上に、国土保全が成り立つのだと思う。人がまったく住まないところに国土保全を唱えてもカラ念仏にすぎない。現在、人が山村に住まなくなり、村落およびその景観が維持できなくなったところに、問題の本質がある。この意味において、私は、生産森林組合の解体にまかせたような政策展開の善し悪しに関して問題提起を試みたわけだ。生産森林組合に自営原則があるが、近年、人もいなければ金も入ってこない。加えて、税金として金をとられる。この自営原則崩壊の傾向という現象とともに、土地の貸与の問題が発生する。法人税対策を考えるなら、貸与によって日銭を稼ぐということをしなければならない。しかし、貸与は自営原則崩壊を促進させるおそれがある。要するに、日銭を稼ぐためにどこまで自営原則について譲歩できるかということだ。

司会(吉村) 松原さんの意見は、貸与という方法も必要だということだが、ゴルフ場やリゾート施設としての開発が入会整備事業あるいは生

産森林組合の運営に関係するというところもある。これについて意見を聞きたい。

(西森) ゴルフ場への土地の貸与という話を聞いて、私は、羨ましいとさえ感じる。というのは、高知県は山林が峻厳なためにゴルフ場建設が困難だからだ。もとより、日銭を稼がなければ生産森林組合はもたないというのはまぎれもない現実なのだ。もし何からの現金収入の道があるというのであれば、やはりそれは活かすべきだ。そのことが組合の性格からして維持が難しいというのであれば、いっそ解散して株式会社を設立し、ゴルフ場等へ貸与するなど現金収入を考えるということも考えてよいのではないかな。

(八雲) ゴルフ場用地として貸し付けているという実例を聞きたい。また、所有財産を処分するとかなりの法人税がかかってくるが、このあたりの例も合わせて聞きたい。

(田中) 愛媛県においては、平成2年で117の生産森林組合があった。このうちの3つが解散した。そのうちの1つは、ほとんど所有地が高速道路用地にかかってしまい、やむをえず解散に到った。残り2つは、負債が大きく経営に行き詰まり、財産処分に到ったという例だ。本年の調査において、町からの払下地取得のため、農林中金から1千数百万円の借入金のある組合が明らかになった。そこでは、所有地売却によってその負債を返済するというところも考えたようだが、法人税負担が大きいということで実現しなかった。愛媛県では、生産森林組合の平均所有地面積は、全国の98haに対して32haと少なく、そのために、ゴルフ場云々という話はない。もとより、林家世帯主は高齢化しているし、若い人は経験不足で鎌を持ったら怪我をするという状態にある。確かに、農林業以外の利用をすれば現金収入はあるだろうが、それを資金とする新たな林業開発への投資は、現在の生産森林

組合では無理かもしれない。

(塚) 経済的に立ちゆくことができないという状況の中で、生産森林組合なり集落なりが有している環境保全機能や生産力保全機能をどのように維持・向上させていくか、という点が我々の重要な課題だ。もし、既存の集落たる入会集団や生産森林組合が維持できず、将来への展望が開けないというのであれば、それとは違う形の組織を(私もまだ具体的にはイメージできないが)考えなければならないだろう。その意味で、これまでの生産森林組合形式にこだわらず、または、生産森林組合の衣替えを踏まえて、検討しなければならないように思う。

(七里) 長崎県では入会および生産森林組合の調査を行なっているが、その中で、やはり生産森林組合が維持できない理由は、農山村の過疎化、住民の高齢化にあることが問題として浮き彫りになっている。ただ、問題はそれだけではない。もう一つ、整備をしていない地域の林野、すなわち入会林野において、入会権者の意識の問題がある。未整備地区においては、たとえば、アンケート調査をしても回答率が低いという点を重視しなければならない。山村のそのような現状に対して、近代化法・生産森林組合の制度がどのように対応していくべきかを考える必要がある。

(竹内) 広島県においても、アンケート調査に対する回答率の低さという問題があり、危機感を持っている。

司会(吉村) 過疎化・高齢化の問題だけでなく、若者の山林に対する権利意識の希薄化についても考えなければならないだろう。

(林田) 熊本県では、生産森林組合方式より個人分割方式に重点をおいてきたが、それでも10の生産森林組合が設立されている。最近の調査では、組合の運営が苦しいので山林を個人分割したいという意向が地元から出ていることが分

かっている。

司会(吉村) 現行森林組合法は、自主生産を建前としている。ただ、入会林野等の方面からみれば、リゾート開発によって収入を得るという方法を取り入れ、それを林業経営に還元すればよいという考え方に傾いている。また、そのような収入を得なければ法人税が払えないという問題もあろう。森林組合法上の建前とそのような現実との調整が最重要課題だ。

③ 直営原則と契約利用

(山上) 佐賀県富士町所在のある生産森林組合に対して、ゴルフ場としての開発を前提に土地の提供申し入れがなされ、我々に対して組合から相談があった。70haないし100haがその対象となるが、この相談に対して、売渡より貸与の方が望ましいという返事をした。収入を組合運営費に充当するのであれば、それなりによいことではないかと思ひ、そのような助言をした。このような形の貸付けにしろ、あるいは分収造林に対する土地の提供にしろ、面積比率だけではなかなか検討が難しい。近郊の生産森林組合では、収益が得やすい土地は均等にあるが、山村地域ということになるとなかなかそうはいかず、利用が難しい土地も多い。標高が低く利用価値の高い土地から収益の半分くらいが得られるというのであれば、残った土地が2、3割程度だということであってもよいのではないかな。なお、佐賀県の場合、生産森林組合を創りすぎたきらいがあり、私自身反省している。生産森林組合という形式が負担となっている地区において、リゾート開発の話が出て計画通りの面積が提供されてしまえば、あとは当然に解散という結論になる。そのようなケースが佐賀県には3例ほどある。このような形で、ある程度、生産森林組合の淘汰といったら語弊があるかもしれないが、整理ということ、組合に対する運営

指導の中で考えていってもよいのではないかな。もともと、分収造林やゴルフ場への貸付けによって組合の安定的運営ができ、組合を中心とした地域振興がはかれる。生産森林組合においては、直営林が全面積の3割以上あればよいと考えるべきではないかな。

(塚) 直営原則をどこまで貫くべきかという問題だ。公団造林と公社造林について、これまで、この研究会でずいぶん議論してきた。前者の場合、公団は資金提供者にすぎず地元が造林事業者として位置付けられるので、それほど問題はない。ところが、後者あるいは県行造林の場合は、地上権設定が公社や県に対して行なわれ、これらが造林事業者として理解される。この場合、生産森林組合は、単なる土地所有者にとどまり造林事業者ではないので、直営原則との関係で問題になる。この点、土地の全面積のうち3割まで公社造林等の出してよい、あるいは5割までよいといった議論が生じ、林野庁は概ね半分以上は直営でやってほしいという意向を有しているが、必ずしも明確な基準は設定されていない。この研究会では、直営は三分の一でよいという意見が多いが、その理由は、実際の植林作業やその後の管理のための作業が森林組合に事業委託された場合、ほとんど地元生産森林組合に作業の再委託がなされるというところにある。つまり、公社造林等において生産森林組合は単なる土地提供者にすぎないとはいっても、現場での作業には、現実には地元住民が従事するのだから、あまり厳密に考える必要はない、という考え方だ。そこで、ゴルフ場など非農林業的利用だとどうなるかという点が問題となる。西森さんが指摘されるように、共同出資による株式会社設立など、第三セクター方式も考えられるだろう。しかし、この場合、公社造林等のケースとは異なった議論をしなければならない。大規模に非農林業的利用を拡大してよい

かどうかという点については、何とも答えかねるというのが正直な気持ちだ。生産森林組合が有している集落機能を保っていくということが、政策目的なり暗黙の了解のもとに決定しているという場合、非農林業的利用が多いからという点にのみ着目して、法制度によってこれを阻止し集落を解体させてしまうのは、本末転倒といわざるをえないだろう。この場合、地域の生産力増強なり、地域の環境保全なりに役立つのであれば、ある程度のことは認めてもよいという気がしている。先ほど、松原さんが将来法律を改正することも考えてよいという意見を出されたが、私自身も、現行法のように生産森林組合の機能というものを山林経営に限定せず、多少広く考えることができないか、模索している段階だ。

(友清) ある地区の整備計画において、整備後、生産森林組合設立を計画しているが、その基盤となる山林の7割について県行造林契約が締結されている。県の解釈としては、森林組合が作業の委託を受けるにしても、実際に作業に従事するのはやはり地元住民であろうということ

で、直営に準ずるとの判断にもとづき、過半は直営事業だとして認可してよいか。

(山上) そういう判断をしてよいと思う。

(松原) 山口県林業公社においては、生産森林組合と公社造林契約をかなり締結した。公社の立場からいえば、土地所有者すなわち地元生産森林組合が森林組合から再委託を受けるという形で実際の植林作業に従事することは非常に好ましい。というのは、それ以外の者に請け負わせるのではなく、これが地元による作業だと、その恐れはまったくといってよいほどないからだ。もし、地元作業従事者が手抜き仕事をすると、後年、分収金支払いの際に問題とされ、結局、地元側に不利益が負担させられるからだ。地元の植林・育林作業だと、手抜きどころか、公社の方が気が付かないような問題を発見して公社に通知してくれるので、そのような山林はきわめて優良なものとなる。このような現実を考えるなら、直営原則というものをそれほど拘り定規に考えずに、どのようにしたら山が良くなるか、という面から柔軟に考える必要がある。

〈大会記事〉

西日本入会林野研究会第17回大会は、平成4年10月12日～14日に宮崎市青島で、約150人の参加をえて開催された。地元宮崎県の振興局、市町村、生産森林組合等からも40数名の参加があり、盛会な大会であった。

13日のシンポジウムでは、宮崎県林務部の黒木隆年次長、林野庁森林組合課の小川晃課長補

佐には、ご多忙中にもかかわらずご出席いただき、ご挨拶ならびにご講演をいただいた。

14日は、宮崎県国富町の下三名生産森林組合の現地検討会を行い、生産組合の方々には案内と説明をいただき、大変お世話になった。その後、綾城と酒造工場を見学し、無事日程を終えた。

〈総会報告〉

西日本入会林野研究会の総会は、10月13日の昼食前に開催され、諏訪原義昭氏(鹿児島県林業振興課)の議長のもとで進められた。会務報告(平成3年9月～4年8月)、会計報告(同)、会計監査報告が了承された後、次回の大会開催予定地、役員の選考について審議され、以下の通り決定された。

1. 会務報告

(大17期、平成3年9月～4年8月)

1) 活動日誌

(平成3年)

9月18日～20日

西日本入会林野研究会第16回大会開催(高知市)

(平成4年)

2月13日 東日本入会林野研究会会報第12号受領

3月17日 中日本入会林野研究会会報第12号受領

4月20日 宮崎県担当者と第17回大会の打ち合わせ(宮崎市)

6月10日 「西日本入会林野研究会会報第16号」の発送

「西日本入会林野研究会第17回大会の予報」の文書発送

「入会林野及び生産森林組合の担当係と担当者の確認」の文書を発送

7月28日 「第17回大会の案内状」、「会員の確認及び会費の徴集」文書の発送

2) 会計報告

(別紙の通り)

2. 審議事項

1) 次回開催地について

次回の第18回大会の開催地については、第4回大会を開催した鳥取県内で開催していただきたいとの提案に対して、鳥取県の担当者から内諾をいただける発言があり、鳥取県内で開催することが了承された。

2) 役員を選考について

新役員については、以下の方々が選出された。

① 市町村関係

酒井 利幸(大分県九重町役場)

守屋 徳夫(愛媛県伊予三島市役所)

瀬之口重美(宮崎県田野町農林振興課)

未定(佐賀県市町村)

未定 (鳥取県市町村)

② 県関係

岸田 強士 (鳥取県林務課)
佐藤 和幸 (高知県林業課)
石田 智明 (宮崎県林産課)
諏訪原義昭 (鹿児島県林業振興課)
石川 和則 (佐賀県林務課)

③ 大学関係

野村 泰弘 (徳山大学経済学部)

矢野 達雄 (愛媛大学法文学部)

中尾 英俊 (西南学院大学法学部)

代表委員

岡森 昭則 (九州大学農学部) 事務局

④ 監事

松原 功 (山口県
入会コンサルタント)

西森 正信 (高知県
入会コンサルタント)

西日本入会林野研究会第17期会計報告

(平成3年9月1日～平成4年8月31日)

項目	前期	今期	摘要
1. 前期繰り越し	97,169	162,049	
2. 会費	135,500	183,500	367人
3. 大会参加費	408,000	348,000	87人
4. 会報売上	4,000	500	
5. 利息	7,653	3,168	1冊
収入合計	652,322	697,217	
1. 会報費	274,500	228,750	
2. 会場係旅費	68,760	108,840	
3. 連絡旅費	45,120	24,000	宮崎県との打ち合わせ
4. 運営委員会費	0	0	
5. 監事会費	0	0	
6. 事務局大会旅費	0	88,840	
7. 通信費	19,958	15,818	
8. 謝金	40,000	36,000	
9. 事務局費	41,935	43,480	
支出合計	490,273	545,728	
次期繰り越し	162,049	151,489	

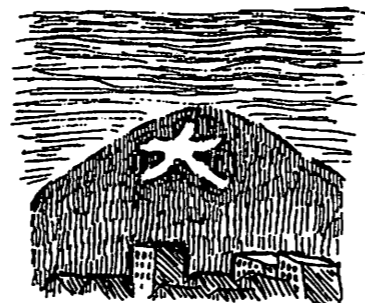
平成4年10月12日

西日本入会林野研究会 代表委員 中尾 英俊

会計監査報告

第17期の会計処理は適正になされ、何ら異常のなかったことを認めます。

監事 松原 功
同 西森 正信



< 西日本入会林野 >

	第1回	第2回	第3回	第4回
開催時期	昭和50年10月3、4日	昭和51年11月10、11日	昭和52年11月29、30日	昭和53年9月29、30日、
開催場所	大分県九重町 中央公民館	高知県土佐清水市 漁民センター	宮崎県宮崎市 ひまわり荘	鳥取県三朝町 温泉会館
参加者数	52人	51人	72人	約100人
研究テーマ	「入会林野整備後の経営形態」	「入会林野整備ならびに整備後の諸問題」	「入会林野近代化と市町村」	「地域農林業と入会林野」
特別講演	植田 昌宏	穂積 良行 「入会林野対策の方向について」	山田喜一郎 「入会林野対策の諸問題」	渡辺 武 「入会林野の高度利用について」
問題提起	笠原義人 (九州大学) 武井正臣 (島根大学) 吉嶺芳徳 (長崎県) 西森正信 (高知県) 森 有為 (大分県九重町) 馬場 透 (鹿児島県)	南原博文 (島根県) 長友 格 (宮崎県) 山口達興 (福岡県) 大平英輔 (高知大学)	藤 和則 (佐賀県) 有本照次 (鳥取県三朝町) 佐藤英男 (熊本県南小国町) 堺 正紘 (九州大学)	重石 功 (大分県日田市) 山口正郎 (高知県梶原町) 山里 昶 (鳥取県) 斉藤政夫 (島根大学)
シンポジウム司会	中尾英俊 (西南大学) 堺 正紘 (九州大学)	武井正臣 (島根大学) 岡森昭則 (九州大学)	川田 勲 (高知大学) 佐藤友彦 (大分県)	西森正信 (高知県) 篠原武夫 (琉球大学)
シンポジウムの内容		I 入会林野整備の行財政問題 II 整備後の経営問題 III 入会林野近代化の法的側面	I 入会林野近代化と市町村 II 地域農林業と入会林野整備	I 重石報告をめぐって II 山口報告をめぐって III 山里報告をめぐって IV 斉藤報告をめぐって
現地視察	九重町桐木生産森林組合	土佐清水市松尾生産森林組合	東郷町寺迫生産森林組合	三朝町木地山生産森林組合

> 研究会の歩み <

	第5回	第6回	第7回	第8回
開催時期	昭和54年10月4、5日	昭和55年10月30、31日	昭和56年10月29、30日	昭和57年10月5、6日
開催場所	鹿児島県屋久町 屋久島温泉	愛媛県今治市 湯ノ浦ハイッ	熊本県南小国町 自然休養村管理センター	広島県湯来町 湯来西公民館
参加者数	160人	160人	170人	200人
研究テーマ	「入会林野と分収林」	「入会林野と生産森林組合」	「入会林野と入会慣習」	「入会林野の運営と入会集団の性格」
特別講演	船渡 清人	山田 保夫 「入会林野整備の現状と課題」	綾部 誠司	山本 徹 「当面する林政の課題」
問題提起	川東義明 (鹿児島県) 貞孫義之 (対馬林業公社) 砂田清哉 (今治市外2町村共有山組合) 岡森昭則 (九州大学)	山内舜郎 (愛媛県上林生産森林組合) 杉山宏明 (佐賀県富士町) 肥後恒文 (宮崎県) 中尾英俊 (西南学院大学)	岡村芳美 (山口県阿武町) 高尾徳次 (長崎県) 佐藤英男 (熊本県南小国町) 武井正臣 (島根大学)	川原祥治 (福岡市森林公社) 赤迫唯夫 (大分県白杵市) 久保逸美 (広島県乃美尾下組生産森林組合) 矢野達雄 (愛媛大学)
シンポジウム司会	中尾英俊 (西南大学) 河野俊克 (宮崎県)	武井正臣 (島根大学) 松原 功 (山口県林業公社)	吉嶺芳徳 (長崎県) 岡森昭則 (九州大学)	西森正信 (高知県) 江淵武彦 (西南大学)
シンポジウムの内容	I 入会林野の所有権登記 II 入会林野は近代化すべきか III 共有山組合と入会権 IV 対馬林業公社と入会林野 V 生産森林組合と分収林	I 入会整備後の経営形態 II 生産森林組合の事務処理 III 生産森林組合に労災保険 IV 生産森林組合員の資格 V 法人税への対処	I 整備前における入会慣行と権利者の確認 II 登記の手続き III 従事割配当と税制問題 IV 生産森林組合と分収林	I 川原報告について II 赤迫報告について III 久保報告について IV 矢野報告について V その他の問題
現地視察	屋久町船行入会整備組合	今治市外2町村共有組合山林	南小国町扇及び白川牧野	湯来町北谷生森及び廿日市木材工業団地

	第9回	第10回	第11回	第12回
開催時期	昭和58年10月6、7日	昭和59年9月26、27日	1985年10月15～17日	1986年9月10～12日
開催場所	長崎県岐宿町 福江島 開発総合センター	島根県西郷町 町立町 民体育館	佐賀県唐津市 唐津 シーサイドハイツ	岡山市 山佐別館
参加者数	220人	230人	223人	188人
研究 テーマ	入会林野の運営と生産 森林組合	「地域振興と入会林野」	「入会林野整備後の経 営問題」	「入会林野等の活用と 今後の課題」
特別講演	沖沢 幸二	井手 道雄	木下 紀喜	森田 栄一
問題提起	宗 繁己 (長崎県下五島生産 森組) 土肥邦徳 (熊本県五木村) 倉橋門生幸(高知県) 篠原武夫(琉球大学)	山本忠夫 (島根県猪目生産森 組) 山口 節 (宮崎県林産課) 酒井利幸 (大分県九重町) 北川 泉(島根大学)	浜田康裕 (唐津市農林課) 長尾仁志 (鹿児島県林業振興 課) 広井睦生 (岡山県林政課) 江淵武彦 (西南学院大学法学 部)	和田政利 (岡山県楯原上第一区 生産森林組合長) 江崎浩二 (福岡県林政課) 井原直幸 (広島農業短期大学) 山上三郎 (佐賀県生産森林組合 協議会)
シンポジ ウム司会	山上三郎 (佐賀県生森協) 堺 正紘(九州大学)	佐藤英男 (熊本県南小国町) 岡森昭則(九州大学)	矢野達雄 (愛媛大学法学 部) 山口 節 (宮崎県林産課)	中尾英俊 (西南学院大学法学 部) 松原功 (山口県椎茸農業協 同組合)
シンポジ ウムの内容	I 整備前の問題 II 整備後の経営形態の 選択 III 生産森組の経営問題 IV その他	I 入会整備の法律問題 II 「委任の終了」の活 用の可能性 III 入会林野の高度利用 IV 生産森林組合の経営 問題	I 生産森林組合の現状 と課題 II 入会地および整備に 関する法律問題	I 報告に対する事実確 認 II 入会整備に関する問 題 III 生産森林組合の運営 IV 入会権に関する法的 問題
現地視察	岐宿町二本楠生産森組	布施村森林	鏡生産森林組合	東山内生産森林組合

	第13回	第14回	第15回	第16回
開催時期	1987年9月9～11日	1989年8月30日～9月1 日	1990年9月26～28日	1991年9月18～20日
開催場所	福岡県朝倉郡杷木町 原鶴温泉泰泉閣	山口県長門市(湯本温 泉)白木屋グランドホ テル	大分県湯布院町、湯布 院ハイツ 九重レーク サイドホテル	高知市 三翠園ホテル
参加者数	145人	154人	約180人	約150人
入会林野利用の今後の 方向	「入会林野高度利用の 課題」	「入会的生産森林組合 の現状と活性化の方向」	「リゾート開発と入会 林野」	
特別講演	芳田 誠一「入会林野 整備をめぐる情勢」	河田 護郎	船本 博昭	小川 晃
問題提起	鳩 敏信 (福岡県行橋農林事 務所林務課) 神菊憲一 (宮崎県林政課) 八尋宣子 (九州大学農学部) 昭山匡敦 (山口県治山課)	竹林彌壽友 (山口県三隅市生産森 林組合) 稲生一成 (熊本県林政課) 足立紀彦 (大分県大分事務所林 業課) 矢野達雄 (愛媛大学法文学部)	田波孝基 (大分県上村生産森林 組合) 石谷秀彰 (長崎県北振興局) 吉村俱美 (鳥取県倉吉振興局) 野村泰弘 (西南学院大学法学 部)	高橋秀雄 (奈半利町郷分生産森 林組合) 河原祥治 (福岡市森林公社) 有村栄作 (鹿児島県林業振興 課) 依光良三 (高知大学農学部)
シンポジ ウム司会	矢野達雄 (愛媛大学法学 部) 山上三郎 (佐賀県生産森林組 合協議会)	野村泰弘 (西南学院大学法学 部) 稲田張一 (佐賀県林務課)	河原祥治 (福岡市森林公社) 堺 正紘 (九州大学農学部)	中尾英俊 (西南学院大学法学 部) 七里成徳 (長崎県林務課)
シンポジ ウムの内容	I 入会整備前の諸問題 について II 入会整備後の諸問題 について	I 三隅市生産森林組合 の経営内容 II 個人分割を目的とす る整備 III 入会権明確化の必要 性 IV 多機能重視型森林経 営の問題点 V その他の諸問題	I 入会に関する一般的 問題 II 生産森林組合の現状 III 生産森林組合に対す る助成措置 IV 生産森林組合の解散 問題 V 契約利用の法律問題	I 入会に関する法律問 題 II 経営上の問題
現地視察	小石原生産森林組合	三隅市生産森林組合	上村生産森林組合	奈半利町郷分生産森林 組合

	第17回
開催時期	1992年10月12日～14日
開催場所	宮崎市青島 青島観光ホテル
参加者数	約150人
研 究 テ - マ	「地域開発と入会林野」
問題提起	那須恒平 (宮崎県十根川入会林 野整備組合) 田代哲二 (北九州市農林課) 鈴木千鶴王 (愛媛県別子山村経済 課) 堺 正紘 (九州大学農学部)
シンポジ ウム司会	吉村俱美 (鳥取県倉吉地方農林 振興局) 岡森昭則 (九州大学農学部)
シンポジウ ムの内容	I 入会慣習に関する問 題 II 生産森林組合の機能
現地視察	国富町 下三名生産森 組

1993年6月29日 印刷

1993年6月30日 発行

編 集 西日本入会林野研究会

発 行 福岡市早良区西新6～2～92 (814)

西南学院大学法学部内

☎ (092) - 841 - 1311

印 刷 松隈印刷株式会社

☎ (092) - 721 - 0769

